

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。ただし、別表第4土木部都市政策課の部の改正は、同年5月26日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(参与の専決事項)</p> <p>第4条の4 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及</p>	<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(参与の専決事項)</p> <p>第4条の4 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るもの</p>

び兼職に係るものを除く。第4条の7、第4条の9から第4条の12まで及び第5条の5から第5条の8までにおいて「休暇等」という。)の承認等を行うこと。

(4)～(6) (略)

(受任者の権限に属する事務の専決)

第15条 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令を行うことを専決する者(別表第6第1号の表の左欄に掲げる者を除く。以下この項において「専決権者」という。)は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。)の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。)を行うこと。

3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の休暇等(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等を行うこと(研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること)。

(14)～(21) (略)

別表第3 (第5条関係)

課長共通専決事項

(1)～(11) (略)

(12) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。

(13)～(31) (略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

を除く。次条、第4条の7、第4条の9から第4条の11まで及び第5条の5から第5条の7までにおいて「休暇等」という。)の承認等を行うこと。

(4)～(6) (略)

(受任者の権限に属する事務の専決)

第15条 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令を行うことを専決する者(別表第6第1号の表の左欄に掲げる者を除く。以下この項において「専決権者」という。)は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。)の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。)を行うこと。

3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の休暇等(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等を行うこと(研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること)。

(14)～(21) (略)

別表第3 (第5条関係)

課長共通専決事項

(1)～(11) (略)

(12) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。

(13)～(31) (略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

総務部
(略)

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略) (2) <u>新潟県公文書の管理に関する条例第24条の規定による廃棄をすること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)

(略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること（三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号及び第11号から第16号までにおいて同じ。） (2)～(12) (略) (13) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の同意をすること。</u> (14) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第5項において準用する同法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の変更の同意をすること。</u> (15) <u>農業経営基盤強化促進法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載</u>

総務部
(略)

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)

(略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること（三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、 <u>第11号及び第12号</u> において同じ。） (2)～(12) (略)

	<p>事項に係る同意をすること。</p> <p>(16) <u>農業経営基盤強化促進法第13条第3項において準用する同法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載事項の変更に係る同意をすること。</u></p>		
<p>(略)</p> <p>土木部</p>		<p>(略)</p> <p>土木部</p>	
<p>監理課</p>		<p>監理課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(1) <u>建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定により、建設業の許可をすること。</u></p> <p>(2) <u>建設業法第11条 (同法第17条において準用する場合を含む。)の規定による許可申請事項の変更届出の受理をすること。</u></p> <p>(3) <u>建設業法第12条 (同法第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理をすること。</u></p> <p>(4) <u>建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。</u></p> <p>(5) <u>建設業法第19条の6第1項又は第2項の規定により、発注者に対し勧告をすること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項についての審査を行うこと。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(1) <u>建設業法 (昭和24年法律第100号) 第19条の6第1項又は第2項の規定により、発注者に対し勧告をすること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(6)まで 削除	(略)
(7)～(33) (略)	

(略)
(略)

別表第4の2（第14条関係）

地域機関の長等共通専決事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をすること（地域機関の長及び地域振興局の部長に限る。）。

別表第5（第14条の2関係）

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

- (1)～(8) (略)
- (9) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の同意をすること。
- (10) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第5項において準用する同法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の変更の同意をすること。
- (11) 農業経営基盤強化促進法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載事項に係る同意をすること。
- (12) 農業経営基盤強化促進法第13条第3項において準用する同法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載事項の変更に係る同意をすること。

(略)

地域振興局の地域整備部長（新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。）専決事項

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(4)まで 削除 (5) <u>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定</u> をすること。 (6) <u>宅地造成等規制法第20条第1項又は第2項の規定により、造成宅地防災区域の指定又は解除</u> をすること。	(略)
(7)～(33) (略)	

(略)
(略)

別表第4の2（第14条関係）

地域機関の長等共通専決事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をすること（地域機関の長及び地域振興局の部長に限る。）。

別表第5（第14条の2関係）

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

- (1)～(8) (略)

(略)

地域振興局の地域整備部長（新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。）専決事項

- (1) 建設業法第3条の規定により、建設業の許可をすること。

(1) (略)

(2) (略)

新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項

(1) (略)

(2) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員 の次長	(1)・(2) (略) (3) 総務課及び用地・行政課に所属する職員の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 総務課及び用地・行政課に所属する職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 総務課及び用地・行政課に所

(2) 建設業法第11条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請事項の変更届出の受理をすること。

(3) 建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理をすること。

(3)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。

(4) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項についての審査を行うこと。

(5) 建設業法第29条第1項（同項第5号に限る。）の規定により、許可を取り消すこと。

(6) (略)

(7) (略)

新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項

(1) 建設業法第3条の規定により、建設業の許可をすること。

(2) 建設業法第11条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請事項の変更届出の受理をすること。

(3) 建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理をすること。

(3)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。

(4) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項についての審査を行うこと。

(5) 建設業法第29条第1項（同項第5号に限る。）の規定により、許可を取り消すこと。

(6) (略)

(7) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員 の次長	(1)・(2) (略) (3) 総務課及び用地課に所属する職員の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 総務課及び用地課に所属する職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 総務課及び用地課に所属する

	属する職員の当直勤務の命令を すること。 (6)～(11) (略)
(略)	
新潟地域振 興局新潟港 湾事務所 東港分所 長	(略)
副参事(部、 センター、 事務所又は 課に置かれ るものを除 く。)	(1) 新潟県行政文書管理規程第 42条第2項の規定により、ファ イル基準表を作成すること(行 政組織規則第13条各号に規定す る事項に係るものに限る。次号 及び第3号において同じ。) (2) 新潟県行政文書管理規程第 43条第1項の規定により、完結 文書の保存期間を決定するこ と。 (3) 新潟県行政文書管理規程第 44条の規定により、個別フォル ダー等の保存期間満了時の措置 を定めること。
(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項	
専決権限を 有する者	専 決 事 項
(略)	
村上地域振 興局地域整 備部長	(略)
(略)	
新潟地域振 興局地域整 備部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第5 項第1号から第12号までに規定す る事項並びに同条第10項に規定す る事項(同条第4項第1号、第2 号及び第136号の2から第136号の 67までに係るものを除く。)(地域 整備部の副部長(総務担当)及び 庶務課長、新津地域整備部長並び に新津地域整備部の副部長(総務 担当)、用地・行政課長及び維持管 理課長並びに津川地区振興事務所 長並びに津川地区振興事務所の事

	職員の当直勤務の命令をするこ と。 (6)～(11) (略)
(略)	
新潟地域振 興局新潟港 湾事務所 東港分所 長	(略)
(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項	
専決権限を 有する者	専 決 事 項
(略)	
村上及び糸 魚川の各地 域振興局地 域整備部長	(略)
(略)	
新潟地域振 興局地域整 備部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第5 項第1号から第12号までに規定す る事項並びに同条第10項に規定す る事項(同条第4項第1号、第2 号及び第136号の2から第136号の 67までに係るものを除く。)(地域 整備部の副部長(総務担当)及び 庶務課長、新津地域整備部長並び に新津地域整備部の副部長(総務 担当)、庶務課長及び維持管理課長 並びに津川地区振興事務所長並び に津川地区振興事務所の事務職員

	<p>務職員の次長、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項（同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。）については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。）</p>		<p>の次長、<u>総務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項（同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。）については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。）</p>
新潟地域振興局新津地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（新津地域整備部の副部長（総務担当）、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>	新潟地域振興局新津地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（新津地域整備部の副部長（総務担当）、<u>庶務課長</u>及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、<u>総務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
三条地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県ア</p>	三条地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県ア</p>

	<p>スベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
(略)	
魚沼地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
南魚沼地域振興局地域整備部長	(略)
十日町地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
柏崎地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第5項並びに第11項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
上越地域振興局地域整備部長	(略)
糸魚川地域振興局地域	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、</p>

	<p>ストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
(略)	
魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
南魚沼地域振興局地域整備部長	(略)
柏崎地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第5項並びに第11項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）</p>
上越地域振興局地域整備部長	(略)

整備部長	第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、 <u>用地・行政課長</u> 、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	
村上地域振興局地域整備部 業務課長	(略)
(略)	
新潟地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>新津地域整備部及び津川地区振興事務所の各用地・行政課長の専決事項を除く。</u> ）
新潟地域振興局新津地域整備部 <u>用地・行政課長</u>	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>津川地区振興事務所用地・行政課長の専決事項を除く。</u> ）
三条、魚沼	(略)

佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、 <u>業務課長</u> 、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	
村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 業務課長	(略)
(略)	
新潟地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>新津地域整備部庶務課長及び津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。</u> ）
新潟地域振興局新津地域整備部 <u>庶務課長</u>	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。</u> ）
三条、魚沼	(略)

及び佐渡の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長	
長岡地域振興局地域整備部 庶務課長	村上地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
十日町地域振興局地域整備部 業務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項
柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長	村上地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長、 <u>用地・行政課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 用地・行政課長	(略)
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	

十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 業務課長	
長岡地域振興局地域整備部 庶務課長	村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長、 <u>総務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課長	(略)
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

- (1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	

健康福祉環境部の環境センターの課長	(略)
副参事（部、センター、事務所又は課に置かれるものを除く。）	参事

(2) (略)

別表第8（第16条関係）

(1) 地域振興局の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所	(略)
その他	(1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは、その事務を担当する参事 (2) 参事の権限の代決 参事が不在のときは、副参事

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
その他の地域機関	地域機関の長の権限の代決 地域機関の長が不在のときは、地域機関の長があらかじめ指定した職員

健康福祉環境部の環境センターの課長	(略)
-------------------	-----

(2) (略)

別表第8（第16条関係）

(1) 地域振興局の代決の順序

地域振興局の組織の区分	代決の順序
(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所	(略)

(2) 地域機関（地域振興局を除く。）の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
その他の地域機関	地域機関の長の権限の代決 地域機関の長が不在のときは、地域機関の長があらかじめ指定した吏員